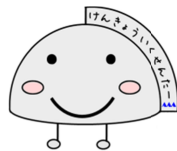


第3章

年度末に取り組むこと



1 指導のまとめ・評価



年間の指導のまとめとして、様々な計画に沿って実践を行ってきたことで、児童生徒がどう成長したかを確認し、それら作成した計画が有効であったかどうかについて評価を行います。

特に、個別の教育支援計画・個別の指導計画の評価と見直しは、次年度へ計画の作成に向けて、大変重要なものとなります。

2 指導要録の整備



指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、継続的な指導及び外部に対する証明等に役立たせる原簿としての性格をもつものです。記録のための記録ではなく、客観的に信頼性のある情報を記載することが大切です。

記載に当たっては、児童生徒の姿を肯定的に受け止め、児童生徒の成長が分かるような記述を行いましょう。

<児童生徒の実態に応じた使用する様式>

- 「学籍に関する記録」・・・小・中学校の指導要録の様式に準ずるものとする。
- 「指導に関する記録」・・・必要がある場合には、特別支援学校の様式を使用することが望ましい。

特別支援学級の指導要録は、児童生徒の実態に応じた教育課程に合わせて作成することになります。

例えば、特別支援学校の学習指導要領を参考にして「特別の教育課程」を編成している場合は、指導要録も特別支援学校の様式を参考にして作成することになります。ただし、知的障がいである児童生徒に対する教育を行う特別支援学校小学部児童指導要録の様式を使用する場合は、「総合的な学習の時間」、「外国語活動」の記録の欄がないため、小学校用の指導要録の様式に記入することとし、2種類の様式を併用することになります。

また、通常の学級から特別支援学級に移った児童生徒の場合には、小・中学校の様式が使用できる場合は継続しますが、必要がある場合には、特別支援学校の様式を使用することが望ましいでしょう。

以上、新たに作成した用紙がある場合には、その後に、それまで使用していた用紙を添付します。

<記載の仕方>

- 基本的には、通常の学級と同様に記入する。児童生徒の教育課程によって、記載する箇所が決まる。
- 個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述になるように留意する。
- 評定や記述の内容については、交流学級担任や各教科担任と事前に相談して記入する。
- 児童生徒の努力している状況や意欲的な様子を中心に記入する。

特別支援学級の指導要録の様式や取扱いについては、市町村教育委員会が定めることになっていきますので、必要に応じてお問い合わせください。

<参考> 「小学校（中学校）指導要録取扱いの手引」 P 21（山形県教育委員会）

「特別支援学校幼稚部・小学部・中学部・高等部幼児児童生徒指導要録取扱いの手引」（同上）

様式2-1 (指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分\学年	1	2	3	4	5	6
		学級						
		整理番号						

各教科・特別活動・自立活動の記録			
学年 教科等	1	2	3
生活	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>特別支援学校（知的障がい）の教育課程を参考にしている児童生徒の場合には、県内の知的障がい特別支援学校（小学部）で使用している指導要録の様式を参考にしてみましょう。 ～様式2 指導に関する記録より～</p> </div>		
国語			
算数	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【各教科・特別活動・自立活動の記録の欄】</p> <p>この欄には、特別支援学校学習指導要領に示す小学部の各教科等の目標、内容に照らし、具体的に設定した指導内容、実現達成状況などを、教育課程や実際の学習状況を考慮して、適宜区分して記入します。</p> <p>なお、ここに記載されている各教科は、知的障がい特別支援学校小学部の教科ですので、左上にある「生活」は、小学校の「生活」ではありません。（16・23ページを参照）</p> <p>自立活動を行う場合については、個別の指導計画を踏まえ、指導の目標、指導内容、指導の結果の概要、障がいの状態等の変化、検査を行った場合の検査結果に関することなどを記入します。</p> <p>以上、中学校の場合も同様に考えてみてください。</p> </div>		
図画工作			
音楽			
体育			
特別活動			
自立活動			

様式2-2 (指導に関する記録)

児童氏名

学 習 の 記 録			
学年 教科等	1	2	3
日常生活の指導			
遊びの指導	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【各教科等を合わせた指導の記録の欄】</p> <p>この欄には、特別支援学校学習指導要領に示す小学部の各教科等の目標、内容に照らし、具体的に設定した指導内容、実現達成状況などを、教育課程や実際の学習状況を考慮して、適宜区分して記入します。</p> <p>小学校の特別支援学級において、知的障がいのため、各教科等に分けて指導することが困難な児童については、日常生活の指導・遊びの指導・生活単元学習・作業学習などの「各教科等を合わせた指導」の形態で学習をすることができます。</p> <p>その場合は、前ページの様式2-1でなく、本ページの様式2-2の欄に、各教科等を合わせた指導の状況として記入します。</p> <p>以上、中学校の場合も同様に考えてみてください。</p> </div>		
生活単元学習			
作業学習			

様式2-3 (指導に関する記録)

児童氏名

行 動 の 記 録		入学時の障がいの状態
第1学年	<p>【総合所見及び指導上参考となる諸事項の記録の欄】</p> <p>この欄には、特別支援学級における各教科等の教育課程の扱いを明確に区別できるように記入します。例えば、第4学年の対象児童が、小学校の教科と、知的障がい特別支援学校の教科が混在した教育課程である場合には、小学校の様式の該当欄か、又は本ページの該当欄に、以下のような記述を行います。</p> <p>例 生活、国語、算数：特別支援学校（知的障がい）の教科 音楽：下学年（第2学年）の教科 体育、図画工作：交流及び共同学習、当該学年の教科（体育は個人内評価）</p> <p>以上、中学校の場合も同様に考えてみてください。</p>	
第2学年		
第3学年		

総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項

第1学年	第1	<p>指導要録については、児童生徒の教育課程に応じて、以下のような様式の使用が考えられます。</p> <p>1 教科別の指導を行っている場合、</p> <p>① 該当学年・下学年適用の教育課程であれば、 →小・中学校とも、それぞれの指導要録の様式を使用</p> <p>② 特別支援学校（知的障がい）の教育課程を参考にしているのであれば、 →特別支援学校（知的障がい）の指導要録の様式2-1を使用</p> <p>2 各教科等を合わせた指導を行っている場合、 →特別支援学校（知的障がい）の指導要録の様式2-2を使用</p> <p>3 自立活動の指導を行っている場合、</p> <p>① 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がい（ただし、知的障がいのない場合）であれば、 →特別支援学校（視聴肢病）の指導要録の様式2（裏面）を使用</p> <p>② 知的障がいであれば、 →特別支援学校（知的障がい）の指導要録の様式2-1を使用</p>
第2学年		
第3学年		
区分 学年	授業	
1		
2		
3		
4		
5		
6		

3 引継ぎの準備



特別支援学級における引継ぎ資料は、法定簿以外にも必要となるものがありますので、主な引継ぎ資料について、いくつか例を確認してみましょう。

＜法定簿類に関すること＞

- 指導要録
- 出席簿
- 健康診断票

＜児童生徒に関すること＞

- 家庭調査・生育歴調査の記録
- 諸検査の記録
- 巡回相談の記録
- 就学に関する資料
- 関係機関との連携の記録
- 個別の教育支援計画
- 個別の指導計画

＜学級経営に関すること＞

- 学級経営案
- 年間指導計画
- 各教科等の授業時数が分かる資料
- 時間割
- 児童生徒名簿
- 通知表のコピー
- 学級通信
- 来年度の仮時間割の作成

＜学習指導に関すること＞

- 使用した教材・教具（プリント類を含む）
- 授業や生活の様子の写真
- 学習指導案や記録
- その他学習活動の参考になるもの

児童生徒が、新年度また安心して学校生活が送れるようにするためには、もし担任が替わった場合でも、スムーズに教育活動が展開されるような引継ぎの仕方について、年度内にきちんと考え、準備しておくことが大切です。

＜引継ぎの際の配慮事項＞

- 年度内に保護者との面談を設定し、個別の教育支援計画に関する話し合いの内容を盛り込んで、保護者の願いもしっかり引き継ぐ。
- 引継ぎ資料となる、個別の教育支援計画及び個別の指導計画、教育課程、通知表等を一括して、個別ファイル1冊にまとめる。
- 引継ぎ資料については、個人情報が多いため、取扱いと保管には細心の注意を払う。外部への引継ぎ及び校内保管するものについては、校長の指導を仰ぐ。
- 資料だけの引継ぎでなく、直接、新担任や引継ぎの担当者と会って話をする機会を設定し、具体的な引継ぎ・打合せを行う。
- 必要に応じて、新年度になってからも相談相手になる。

